

「供給規程」について

1. 水道法（抜粋）

（供給規程）

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。

二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。

5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

7 厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

2. 水道法施行通知（抜粋）

○水道法施行上の留意事項について(昭和三三年五月一三日)(衛水第二六号)

(各都道府県衛生主務部長あて厚生省公衆衛生局環境衛生部水道課長通知)

水道法の施行については、すでに厚生省発衛第五二〇号事務次官通達及び厚生省衛発第一二八号公衆衛生局長通達により遺憾なきを期しておられると思われるが更に左記各事項について、これが取扱いに留意せられたく、通知する。

5 市町村である水道事業者が、他の市町村の区域をも含めて給水する場合において、従来、市外給水と称して、割高の料金を徴収している事例があつたが、これは一般会計よりの繰入等別の理由がない限り、法第八条第五号(法第十条第二項において準用する場合を含む。)において引用する法第十四条第四

項第四号の規定の趣旨から不適當であると思料せられるので、今後はこのような差別的取扱を廃止するよう指導せられたいこと。

・水道法施行上の留意事項について(◆昭和 33 年 05 月 13 日衛水第 26 号) (mhlw.go.jp)

3. 第五版 水道法逐条解説(水道法制研究会) 日本水道協会 (抜粋)

第 14 条 供給規程

(一) 健全な経営を確保することができる公正妥当な料金

「健全な経営を確保」とは、適切な資産管理に基づき、水道施設の維持管理や計画的な更新などを行うとともに、水道事業の運営に必要な人材を確保し、継続的なサービスの提供が可能となるよう、水道事業を経営する状態をいうものである。

(二) 料金の明定性

本号は、明確な料金体系をもって料金を設定すべきことを定めたものである。「定率」とは、別に算定された基準の金額(例えば、固定資産税等)に一定の率を乗ずることによって料金を算定する方法をいう。また、「定額」とは、仕様の状況によらず常に一定額の料金を徴収する「定額料金制」のほか、別に算定された基準の数量(例えば、供給数量、需要者数等)に一定の金額を乗ずることによって料金を算定する方法をいう。我が国の場合、一般に、用途別又は口径別に需要種別を区分し、これに応じて料金を基本料金と従量料金とに区分して算定する方法がとられているが、いずれの算定方式をとるにせよ、料金は具体的数字をもって明確に定められなければならないものである。

(三) 責任区分等の適正、明確性(三号)

—省略—

(四) 差別的取扱いの禁止(四号)

本号は、水道の利用関係における公平の原則を定めたものである。法の下での平等と同じ精神であり、地方公共団体の公の施設としての水道の利用については、地方自治法第二四四条第三項に同様の規定がある。本号の規定は、特定の需要者に対する不当な差別を禁じたものであって、正当な理由に基づいて格差をつける場合、例えば、用途別料金体系において一般用、営業用等に区別し、又は口径別料金体系において量水器の口径差に応じて格差を設け、また、従量料金においてその地域の将来の水需給の状況等を勘案して段階別逓増料金を設定する等合理的な理由に基づく場合には、不当な差別的取扱いには該当しない。

これに対して、同一の水道事業の給水区域において、新たに拡張した地区の工事費を勘案してその地区の料金を割高に設定したり、他の市町村の区域をも含めて給水したりする場合に、市外給水と称して割高の料金を設定等は差別的取扱いに該当する。

(参考1) 電気事業法 (抜粋)

(託送供給等約款)

第十八条

3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎とするものであること。

二 第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四 一般送配電事業者及び第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

(参考2) ガス事業法 (抜粋)

(託送供給等約款)

第四十八条

4 経済産業大臣は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第一項本文の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 一般ガス導管事業者及び第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。